【通し番号41】

薬物やアルコールなどを使用した 性犯罪・性暴力って?

こんな被害が起きています。

飲み物を飲んだら、 急に眠くなって気を失った。 気がついたら セックスの最中だった。

お酒を断れず、 飲んでいたら眠くなり、 起きたら胸や下半身を 触られていた。

よく効く頭痛薬と言われて飲んだら、 身体が思うように動かなくなり、 複数の人とセックスをさせられ、 動画も撮られた。



一 被害事例 —

Case 1: 飲みものや食べ物に薬が混入される場合

カラオケボックスで、トイレに立った後、残っていた飲み物を飲んだら、意識がもうろうとし、気が付くと服を脱がされた状態で、ソファーの上に一人で取り残されていた。

仕事の打合せの際に出された飲み物を飲んだら、急に眠くなり、下半身の違和感で気が付くと、服を脱がされた状態で床に倒され、裸の人が自分の上に乗っていた。



Case 2: お酒を無理矢理すすめられて…

サークルの飲み会で、先輩からお酒をすすめられ、断れずに飲み続けていた ら、身体がだるくなり、気が付くと複数の人に囲まれ、胸や下半身を触られ ていた。



Case3:よく効く頭痛薬だからという手口も!

人からよく効く頭痛薬だとすすめられて飲んだら、気持ちが悪くなって、体が 思うように動かなくなり、服を脱がされて複数人とセックスさせられた。また その様子を、動画に撮られた。



※このような被害は、性別を問わず起こり得ます。

それって犯罪かも!

睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、セックスをするなどという性暴力の被害が起きています。相手が抵抗できない状態で、性交やわいせつな行為を行うことは、性別を問わず刑法の処罰の対象となり得ます。

もしも被害にあった場合は、証拠を残しておくことが大切です。できるだけ早く、警察や性犯罪・性暴力 被害者のためのワンストップ支援センターに相談してください。検査を受けることや、これからどのように したらよいか相談することができます。

関連条文

刑法第百七十六条 強制わいせつ罪

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第百七十七条 強制性交等罪

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛(こう)門性交又は口腔(くう)性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

刑法第百七十八条 準強制わいせつ及び準強制性交等罪

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

気が付いたら胸や下半身を触られていた… OK したつもりはないのに、セックスされたかも…

その時、「何かおかしい」 「いつもと違う」と思いませんでしたか?

- いつもなら酔わない量なのに、酔いの回りがとても早かった。
- 急に耐えられないほど眠くなった。
- からだが思うように動かなかった。だるかった。気持ち悪かった。
- 意識がもうろうとした。
- ・ 記憶がない。記憶が途切れ途切れであいまいだ。
- 記憶はないけど、いつもはしないような行動をしていたようだ。



【通し番号43】

職場におけるハラスメントへの総合的な対応

平成 31 年度要求額 1,001,544(509,719)千円 労災勘定 397,595(169,877)千円 雇用勘定 603,949(339,842)千円

1. 趣旨•目的

職場のパワーハラスメント(以下「パワハラ」)については、個別労働紛争解決援助の実施状況(平成30年6月)では、すべての相談のなかで「いじめ・嫌がらせ」の相談が7万2千件を超えトップの件数となり、また精神障害の労災補償状況(平成28年度)においても、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」の件数が増加を続けるなど、この問題に取り組む重要性は引き続き高い状況にある。

また、平成28年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」では、パワハラが与える影響として、約8割の企業が「人材が流出すること」と回答しており、継続就業の観点からも防止対策が重要となっているなか、パワハラ対策を実施していると回答した企業は55.2%であるところ、実施をしていないが取組を検討中と回答した企業も多く、パワハラ対策の支援が求められており、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」においても、パワハラ対策を現状の取組より前に進めるべきであるとされたところである。

さらに、職場におけるセクシュアルハラスメント(以下「セクハラ」)についても、相談件数が高止まりの状況にあり、企業におけるセクハラ防止対策も、特に中小企業における取組が遅れている状況にある。法律上、事業主の措置義務が規定されて10年以上たつが、法制度についての周知が不十分であり、また被害を受けた労働者への支援強化が求められている。

※セクハラ防止対策に取り組んでいる企業 56.8%(10~29人規模)、74.6%(30~99人規模)

このためパワハラ、セクハラ等に関するハラスメントについて未然防止等の意義等について周知徹底を図るとともに、被害者への迅速な相談の対応等の支援により、労働者が安心して働き続けられる雇用管理改善の推進及び労働災害の防止を図る必要がある。

これらを踏まえ、平成31年度は全国的にハラスメント防止のため、集中的に周知・広報を行うとともに、セミナー開催や企業訪問による企業への防止対策取組への支援を行う。さらに被害者の多様なニーズに対する支援の充実を図るため、電話等による相談窓口を開設し、迅速な対応等を図る体制を整える。

2. 事業の内容

(1) ハラスメント撲滅対策の全国集中 実施(労災・雇用勘定)(一部拡充)

442,674(16,299)千円

「ハラスメント撲滅月間」を設定し、中央でのシンポジウムの開催等とともに、事業主や人事労務担当者等を対象に、職場におけるハラスメントに関し、雇用管理上の配慮すべき事項等について説明会を全国で開催する等集中的な周知・啓発を行う。

ア 全国ハラスメント撲滅月間 (シンポジウム等) における広報の集中的実施 (一部新規)

- ・ポスターの作成 18000 部
- 駅貼広告の作成 47 都道府県×15 カ所

- ・新聞広告の掲載 5社
- ・デジタルサイネージ広告、電車中吊り広告
- イ 各労働局での説明会の開催、ハラスメント対応特別相談窓口の設置
 - ・説明会の開催 47 都道府県×1回
- ウ ハラスメント防止対策のリーフレット(事業主向け・労働者向け)の作成・配布
 - ・事業主向け 50000 部
 - ・労働者向け 50000 部
- (2) 迅速な相談対応、雇用管理改善の推進等(雇用勘定) 14,862(13,440)千円 労働者等の相談に迅速に対応するとともに各企業の実情に応じた雇用管理の整備に 向けきめ細かい支援等を実施し雇用管理改善を図る。
 - ア セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメントの被害がなく、安心して働き続けられる職場環境整備を推進するためのハラスメント防止アドバイザーの設置 (10局×1名)
 - イ 雇用管理改善を図るための事業場の均等推進責任者等に対する集団説明会の実施 〈集団説明会の開催箇所:全国241カ所→249カ所(8カ所増)〉
- (3) 雇用均等指導員による相談対応(労災勘定)(拡充) 73,734 (49,511)千円 セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメントに係る労働者の心のケア等に関する 相談に迅速に対応するとともに、職場のパワハラの予防に向けた企業への啓発を行う 雇用均等指導員(均等担当)を設置
 - ・9局→13局(4局増) 12→16人(4人増)
- (4) 雇用均等指導員による相談対応(雇用勘定)(拡充) 249,936(210,077)千円 セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメント及びパワハラ係る就業継続支援に関 する相談に迅速に対応するため、雇用均等指導員(均等担当)を設置
 - · 4 7 局 5 7 人 → <u>6 1 人 (4 人 増)</u>
- (5) 職場におけるハラスメント対策総合支援事業(労災・雇用勘定)【一部新規】 219,382(219,436)千円
 - (*働きやすい職場環境形成事業(労災勘定)と職場におけるハラスメント対策 支援事業(雇用勘定)を整理統合

パワハラ、セクハラ及び妊娠・出産等に関するハラスメントへの対策について特に取組の遅れている中小企業を中心に以下の支援を行う。

- ア 労使への周知・広報
 - (ア)ポータルサイトの運営・改修
 - (イ)ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
 - (ウ) ハラスメントサポートガイド等の作成・配布
 - ・ハラスメントサポートガイドの作成 50000 部
 - ・パンフレットの作成 130000 部
- イ 中小企業へのセミナー開催、個別訪問による支援
 - (ア)中小企業等へのセミナーの実施

各都道府県で各 2~3 回開催 (ブロック県 100 名(3 回)、その他 60 名(2 回))

(イ)企業への訪問支援

ハラスメント対策の支援を希望する個別企業に対し、専門家が訪問し、ハラスメント対策の実施についての具体的な手法のアドバイスや企業内研修の実施等の支援を行う。 ・個別企業訪問 100 社

ウ 迅速なハラスメント被害者対応に向けた体制整備【新規】

セクシュアルハラスメントなどハラスメントを受けた労働者に対しては、その 心情に配慮した適切な対応が求められるため、専門家による相談対応を行うとと もに、ハラスメントを受けた労働者が抱える様々な課題解決(職場環境の改善、 メンタル相談、ハラスメント行為者に対する要望等)に向け必要な機関・支援に 的確につなげるため、フリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

開設時間 10:00~21:00 土曜、日曜 10:00~17:00

- (6) 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する有識者会議(労災勘定) 956(956) 千円 ・5回開催
- 3. 科目内訳

労働保険特別会計 労災勘定

(項)労働安全衛生対策費	397, 595	(169, 877)	千円
(目)諸謝金	63, 864	(43, 113)	千円
(目)委員等旅費	372	(362)	千円
(目)庁費	285	(285)	千円
(目) 労働保険業務庁費	10, 289	(6, 907)	千円
(目)労働災害防止対策事業委託費	322, 785	(119, 210)	千円
労働保険特別会計 雇用勘定			
(項)男女均等雇用対策費	603, 949	(339, 842)	千円
(目)諸謝金	217, 927	(184, 171)	千円
(目) 職員旅費	698	(617)	千円
(目)委員等旅費	12, 247	(11, 491)	千円
(目) 庁費	16, 806	(15, 531)	千円
(目)労働保険業務庁費	33, 486	(28, 006)	千円
(目) 仕事と家庭両立支援事業等委託費	322, 785	(100, 026)	千円

4. 交付先(委託先)

国 → 民間団体等

5. 根拠法令

労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号 雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号

厚生労働省・都道府県労働局における**総合的ハラスメント対策** 平成31年度概算要求 1,001,544 (509,719) 千円 397,595 (169,877) 千円

≪NOハラスメント!キャンペーン≫

603, 949 (339, 842) 千円 雇用勘定

NOハラスメント! キャンペーン

趣旨・目的

セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳 を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応 に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであること から、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

ハラスメントが起こったら 働く人は・・・

意欲の低下、自信の 喪失、心身の健康の 悪化、休職、離職

企業は・・・

業績の悪化、人材の 流出、イメージダウン

など、被害は広範に及ぶ

解決のための課題として

- ☆男女雇用機会均等法やパワハラ対策の 事業主等に対する周知が不十分
 - *何がセクハラにあたるのか
 - *取引先等からのセクハラへの対応 など
- ☆被害者への相談支援体制の充実 被害者のニーズはさまざまなので、心情 に寄り添った相談等の支援が求められる (職場環境の改善、メンタル相談等)

これらに対応するために

- 全国的なハラスメント撲滅集中キャン ペーンによる周知徹底
- ハラスメントを受けた働く人等への迅速な 相談対応とニーズに応じた適切な支援
- 企業に対するハラスメント防止措置の導入 支援

等を実施する

事業概要

I ハラスメント撲滅対策の全国集中実施

- 「ハラスメント撲滅月間」を設定し、シンポジウムの開催等による集中的な周知・啓発の実施
- 全国の都道府県労働局による事業主向け説明会の開催、主に労働者向けハラスメント対応特別相談窓口の開設
- 職場のハラスメント防止パンフレット・リーフレット(事業主向け・労働者向け)の作成・配布

Ⅱ 迅速な相談対応、雇用管理改善の推進等

○ ハラスメントを受けた労働者等の相談に迅速に対応し、ニーズに応じた支援につなげる窓口の設置 フリーダイヤル等による相談窓口の設置 (新規) 雇用均等指導員の増員による相談対応の強化(拡充)

Ⅲ 中小企業への支援

- 中小企業等へのハラスメント防止対策セミナーの実施
 - 個別企業訪問による支援

IV 周知・広報

- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報 ハラスメントサポートガイド等の作成・配布

セクシュアル・ハラスメント対策の強化について~メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策~

【通し番号46】

H30.6.12 すべての女性が輝く社会づくり本部決定

1. セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善

「沼」来旦の

【法令等の周知徹底】

- ●次官以下幹部を含む職員に対する法令等の周知徹底 【各府省】
- ●セクハラ防止研修を課長級職員や幹部職員にも義務化 【各府省、人事院】

幹部候補者に対する研修受講の徹底と受講状況の確認 【内閣人事局】

- ●各種研修にセクハラ防止に関する項目を追加 【各府省、内閣人事局】
- ●社外で業務を遂行する際の民間事業主の責務について の周知徹底 【厚生労働省】

【実効性の向上】

- ●各府省における対策のフォローアップ強化【人事院】
- ●民間事業主の義務履行の実効性確保【厚生労働省】

【通報窓口の整備】

- ●外部の者からの通報窓口の整備【各府省】
- ●プライバシー保護の徹底【各府省】
- ●各府省から独立した通報窓口設置の検討【人事院】

【地方への要請】

●上記等の対策について、地方公共団体へ要請【総務省】

【プライバシー侵害情報の削除】

●二次被害防止のため、事業者によるインターネット上の 被害者プライバシー侵害情報削除への支援【総務省】

2. 行政における取材対応の改善

【取材環境の整備】

- ●取材現場で女性記者の活躍が阻害されない環境の整備等 【各府省】
- ●メディア分野の経営者団体等との意思疎通の場を設定 【内閣府】

3. メディアへの要請

【女性参画拡大等の要請】

●取材現場及び指導的地位での女性の活躍促進を要請 【内閣府】

50

男女共同参画局

- ■渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
- 啓発シンポジウムの開催(都内大学及び女子校)
- ■内閣府 H P 上の広報啓発



街頭キャンペーン



啓発シンポジウム(女子高)



啓発シンポジウム (大学)

政府広報室

- ■各種媒体を活用した動画広告
 - ・街頭ビジョン(シブハチ、新宿マルチ、秋葉原など)
 - ・首都圏JR主要駅のJ-ADビジョン









- ・シネアド
- 大学サイネージ、キャンパスTV など



被害防止動画(AV出演強要)



J-ADビジョン



被害防止動画(JKビジネス)



街頭ビジョン(シブハチ)

- ■各地・各イベント会場においてポスター掲示、リーフレットなどの配布
 - ·JR原宿駅竹下口通路
 - ・インターネットカフェ
 - ・渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
 - ・ 啓発シンポジウム など
- ■新聞(全県全紙) ※保護者向け
- ■ラジオ
- ■番組制作



新聞記事下(平成30年3月24日)

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」主な成果(平成29年度)

○若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向け、社会を挙げての取組を進めている一方、問題は依然として深刻な状況にある。 【诵し番号48】

○関係行政機関等の相談窓口への<u>相談割合が低い</u>など、<u>引き続き課題が残されている。</u> ○こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、今後とも、政府を挙げたより一層の取組が必要。

〕こつした问題は、攸苦省の心身に深い傷を残しかねない<u>里大な人権侵害</u>じあり、ラ後とも、<mark>政府を事けたより=</mark> ■

1. 更なる実態把握

○男女間における暴力に関する調査<内閣府>

(平成29年12月調査/対象:全国20歳以上の男女)

無理やり性交等をされた経験*1:4.9%(約20人に1人)

うち女性は7.8%(約13人に1人)

*1加害者は、配偶者・交際相手で47.6%、まったく知らない人で11.6%

→うち、**だれかに被害の相談*2をした人:39%(女性:38.3%)**

*2主な相談先は「友人・知人」(25.0%)、「家族や親戚」(13.4%)

○若年層を対象とした性的な暴力の被害等に関するインターネット調査 <内閣府>

・モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、

聞いていない性的な行為の撮影を求められた経験のある人:11.3%(約9人に1人)

→うち、実際に求められた行為の撮影に応じた経験のある人:46.6%(約2人に1人)

→うち、**だれかに被害の相談*3をした人:58.9%(約1.5人に1人)**

*3主な相談先は「友人・知人」(27.4%)、「家族や親戚」(20.2%)

○「JKビジネス」の営業に関する実態調査<警察庁>

「JKビジネス」店数:131店(H29.12現在)

→業態別では接触型が全体の約7割、店舗型は全体の5割強。

→地域別では東京都が全体の約6割、大阪府が全体の約3割。

※「JKビジネス」の規制条例の制定地域:愛知県(H27.3)、東京都(H29.3)、兵庫県(H29.12)。

※改正条例案を議会に上程した地域(H30.3.16現在): 神奈川県、大阪府

2. 取締り等の強化

○検挙件数(H29.4~12) <警察庁>

・A V 出演強要問題: **4件3人**(強要罪等) ※スカウト行為は97件105人

※なお、H30.1 警視庁において、AVプロダクション社員らを淫行勧誘等で検挙し、A V業界団

体等への事件説明会(合計171社179人出席)を実施。

「JKビジネス」問題

経営者や客等の検挙件数:37件42人 検挙に伴う被害児童保護数:25人

○立入調査店舗数(H29.4~12) <警察庁>

343店舗、**うち124店舗が「JKビジネス」の店舗と判明**

3. 教育・啓発の強化

○ A V出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間(H29.4)

○被害防止教室(H29.4~12) <警察庁、文部科学省>

・AV出演強要問題:6,910回、948,658人

・「」Kビジネス」問題:10,908回、1,806,518人
○新たな被害者を生まないための教育啓発の推進 <文部科学省等>

教員、生徒、保護者等、それぞれの属性に応じた研修等の実施

○ A V業界団体への適用法令等の周知 <厚生労働省、消費者庁>

4. 相談体制の充実

○**公的機関の相談窓口への相談件数(述べ数)**※相談件数については重複あり

	AV出演引	鱼要 JKビジネス	
ワンストップ支援センター (H29.4~	·H30.2) 38件	13件	
法テラス (H29.4~	~12) 30件	10件	
警察の相談窓口 (H29.4-	~12) 8件	31件	
女性センター等* ⁴ (H29.4-	~H30.2) 24件	2件	
合計	82件	56件	

*4全国の女性センター、配偶者暴力相談支援センター ○行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数

(H30.3)

全国42か所(42都道府県)←全国36か所(36都道府県)(H29.3)

5. 保護・自立支援その他

○消費者団体訴訟制度を活用した対応策の検討<消費者庁>

適格消費者団体である消費者機構日本が、AV人権倫理機構に対し、AV出演が明確に伝わり、個人の自己決定権を尊重する契約書になるよう意見書を提出。

今後の 取組

総括

具体的

取組

(主なもの)

平成30年度末に、子供の性被害防止対策のための啓発DVDが完成予定であり、この啓発DVDを活用するなどして教育・啓発の強化を図るほか、引き続き、 更なる実態把握や取締り等の強化等に努める。また、平成31年度予算として要求中の「子供の性被害防止の気運を高めるための広報啓発に必要な経費」に より、いわゆる「JKビジネス」を含めた子供の性被害防止に関し、LINEを活用した広報啓発を実施する。 52 【通し番号49】

地方消費者行政強化交付金

平成30年度予算額 24億円

○ 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体に対して、 PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、複数年(3年程度)の計画的な取組を支援する。

○ 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう 消費生活センターの機能の維持・充実を図るため、国が指定する研修への参加費等を支援する。

○ 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

地方消費者行政強化事業(補助率:1/2)

○ 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

事業メニュー

(1)SDGsへの対応

- ①消費者安全確保地域協議会の構築等
- ②障害者に対する消費生活相談体制の整備
- ③食品ロス削減の取組
- ④倫理的(エシカル)消費の普及・促進
- ⑤消費者志向経営の普及・促進

(2)国の制度改正等に対応した重要消費者政策

- ①法執行体制の強化
- ⑤公益通報者保護制度の推進 ②若年者への消費者教育の推進 ⑥適格消費者団体等の設立に向けた支援
- ③訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- ④風評被害の払拭のための取組
- ⑧消費税率引上げ等への対応

⑦原料原産地表示制度の普及・啓発

○ 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

研修メニュー

- ギャンブル等依存症対策
- ·AV出演強要問題
- ・成年年齢引下げに係る法制度、消費者教育
- 消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入
- 放射性物質に係る食品の風評被害

- 新たな加工食品の原料原産地表示制度
- ・仮想通貨に関する問題
- ・破産・民事再生に関する手続
- 医療法改正を踏まえた特定商取引に関する法律の理解促進
- サブリースに関する問題

<補助対象>

- •消費生活相談員
- •消費者行政担当職員
- 教員

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

〇 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備 等の事業※について引き続き支援 ※被災4県及び熊本県においては、特例的に平成30年度の新規事業の立ち上げを支援。

【通し番号50】AV出演強要問題と消費者契約法・消費者団体訴訟制度

消費者契約法

- ○消費者と事業者との間の情報・交渉 力の格差に鑑み消費者契約(消費者 と事業者との間の労働契約を除く契 約)について適用される民事ルール
- ○退去妨害等の不当な勧誘 → 取消し
- 平均的損害を超える違約金等の不当な契約条項→ 無効

消費者団体訴訟制度

- 内閣総理大臣が認定した適格消費者団体 (※1)が不当な勧誘・不当な契約の停止を 請求できる差止請求(消費者契約法の実効 性確保)
- 適格消費者団体のうちから更に認定された 特定適格消費者団体(※2)が消費者被害 を集団的に回復することができる被害回復 ※1 全国に19団体 ※2 全国に3団体

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策

- ○消費者契約法の適用がある場合(※3) に、契約が取り消されたり無効になる場合があることを業界関係者に周知
 - ※3 これまでアダルトビデオに出演したことのない 女性が街を歩いていたところ突然スカウトされ、 継続する意図なくアダルトビデオに出演する 契約を締結したような場合には、消費者契約 法の適用があると考えられる。
- ○適格消費者団体がAV出演強要問題に おける不当な勧誘等に対して**実効的に 差止請求ができるよう環境整備**

- ・平成29年9月、周知のための通知文を発出
- ・平成30年8月、改正法周知のための通知文を発出
- ・平成29年6月、消費者庁・適格消費者団体・被害者 支援団体で三者会合を開催
- ・平成29年11月、適格消費者団体が、業界団体に対して、共通契約書に関する意見書を提出
- ・平成30年4月、適格消費者団体が、事業者に対して、 差止請求を実施